

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 対 策

コロナ対策 マニュアル



令和2年 12 月 12 日作成

一般社団法人 岩手県訪問看護ステーション協議会

目次

1	新型コロナ感染症対策の事業所方針について	2
1	勤務体制や事務所の取り組み	
2	必要な衛生材料・医療材料等の確保	
3	利用者や家族への対応	
4	ステーション外その他職種と共有する連絡事項	
2	他訪問看護ステーションとの連携について確認しておきましょう!	4
1	休止になった場合を想定して事前に訪問看護ステーションで行うこと	
2	休止になった場合の応援体制	
3	利用者や家族等と話し合っておきましょう!	5
1	個別に利用者の理解を得るような気配り	
4	利用者や家族等に感染が疑われる場合の対応	8
1	訪問までの対応	
2	訪問時の対応	
5	スタッフ及びその同居家族に感染が疑われる場合の対応	10
6	訪問のトリアージ	11
7	発熱スクリーニング	12

1

新型コロナウイルス感染症対策の事業所方針について

1 勤務体制や事務所の取り組み

- ①事業所毎に優先順位を考慮した業務内容の検討を行います。
- ②スタッフや同居家族に感染が疑われる場合の連絡や対応の体制をあわてないように、あらかじめ検討しましょう。
- ③物品調達・情報収集・連絡担当等新型コロナウイルスへの対応は役割分担をして、一定の人に負担がかからないように配慮します。
- ④濃厚接触者、または疑わしい方への訪問は、特定の看護師が訪問することが望ましく、さらに訪問ルートを再編し、1日の最後の訪問にするなど調整しましょう。
- ⑤完全休止にならない取り組みを検討しましょう。

(例) 直行直帰、時差出勤など

2 必要な衛生材料・医療材料等の確保

- ①利用者毎に常に医療材料・薬のチェックを行い、利用者や家族と協力して必要量を確保します。
- ②事業所には最低1週間のマスクや防護服を確保しておきましょう
- ③濃厚接触者等への対応でマスクや防護服の不足が予想される場合は、事前に相談・連絡をしてみましょう。(県や看護協会など)

3 利用者や家族への対応

- ①利用者や家族に、説明する文書を準備します。
- ②利用者や家族に、必要な感染予防の取り組みについて確認しましょう。
- ③利用者や同居家族等が感染した場合の対応についてあらかじめ考えておきましょう。
- ④万が一に備えて、担当者を含めて利用者の訪問トリアージをしましょう。

4 ステーション外その他職種と共有する連絡事項

- ①事業所内で他事業所との連絡事項等を取り決め、主治医・ケアマネジャーに連絡しておきましょう。その際に、自事業所の運営方針も伝えます。
- ②スタッフが濃厚接触等で一時的にサービス提供に支障をきたす場合の対応について検討しましょう。



スタッフ向け説明文書（例）

職員各位

訪問看護ステーション

管理者

令和 年 月新型コロナウイルス感染対策

I. 基本方針等

1. 必要な会議は、できる限りリモートまたは短時間とし、急を要しない会議や勉強会は中止とする。
2. 感染流行地域で開催される外部研修会への参加は原則中止とする。
3. その他の地域で開催される外部研修の参加は各管理者に報告・相談し、感染予防を十分に行なう。
4. 事務所内においても、手洗い、手指消毒、マスク着用し感染予防に努める。
5. 職員は毎日健康観察し、発熱等の症状がある時は管理者に報告し、自宅待機とする。
6. 管理者は全職員の健康状態を把握し記録に残す。
7. 同居家族に症状がある場合は、出勤前に管理者に相談する。
8. 非常勤職員が事務所に参集する場面は極力少なくする。
9. 学校の休校に伴い、職員の勤務状況と利用者訪問の調整が必要となる可能性がある。
10. 利用者へ説明文書を配布する。

II. その他

①事業所が業務を停止しなければならない場合

- ・職員が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、14日間事業を停止する。
- ・同事業所の職員は、濃厚接触者として自宅待機とする。

②利用者宅から訪問前に『発熱がある』等の連絡を受けた場合

- ・発熱スクリーニングで濃厚接触または感染者との接触があったかを確認する。
- ・濃厚接触者や感染者との接触の有無によって通常防御策かコロナ防御策かを決定する。

2 他訪問看護ステーションとの連携について確認しておきましょう!

1 休止になった場合を想定して事前に訪問看護ステーションで行うこと

- ①感染予防対策、休止時の対応計画について見直しを行います。
- ②利用者へ事業所の休止時の対応（応援体制）について説明し、同意を得ておきます。
（例）サービス開始時に契約書や個人情報使用同意書などで説明応援体制の条件についても説明しておきます。
- ③利用者の対応を以下の視点から事前に決めておきます。
 - ・訪問を休止できる利用者か
 - ・家族の協力を得られるのか
 - ・他のサービスの代替は可能か
 - ・医療ニーズが高く、何としても看護師がいかななくてはならない利用者かその上で、上記の医療ニーズの高い利用者のみ、他のステーションから応援体制を要請します。

<応援時の条件>

- ・休止中もファーストコールは現在のステーションです。
 - ・応援ステーションは、緊急訪問（24時間体制）は行いません。
 - ・緊急時は、主治医または救急対応となります。
 - ・必要な処置のみで退出が可と理解していただきます。
 - ・訪問時間は応援ステーションの都合を優先し、訪問希望時間は選べない事とします。
- ④主治医に、休止時におけるステーションの応援体制や応援ステーション名を報告し、指示書の依頼をお願いしておきます。休止になった場合、緊急対応ができないことも伝えておきましょう。

2 休止になった場合の応援体制

- ①各ブロックで応援ステーションを確認し依頼しておきましょう。
- ②休止が決定次第、下記の書類を情報提供します。
 - ・データベース
 - ・直近の訪問看護計画書
 - ・報告書
 - ・直近の訪問看護指示書
- ③応援ステーションは、訪問調整を行い断らずに受けてください。
- ④休止したステーションは、主治医に休止の報告と応援ステーション名及び指示書の依頼をします。
- ⑤担当ケアマネジャーに応援体制とプランの変更を依頼します。
- ⑥応援ステーションは利用者と契約書を交わし、提供した訪問看護ステーションが訪問看護料を算定します。
- ⑦管理加算は休止が解除された時点で、管理者間で相談しましょう。

3 利用者や家族等と話し合っておきましょう!

1 個別に利用者の理解を得るような気配り

①新型コロナウイルス感染症の対応について利用者に説明する内容を文書にまとめておきます。

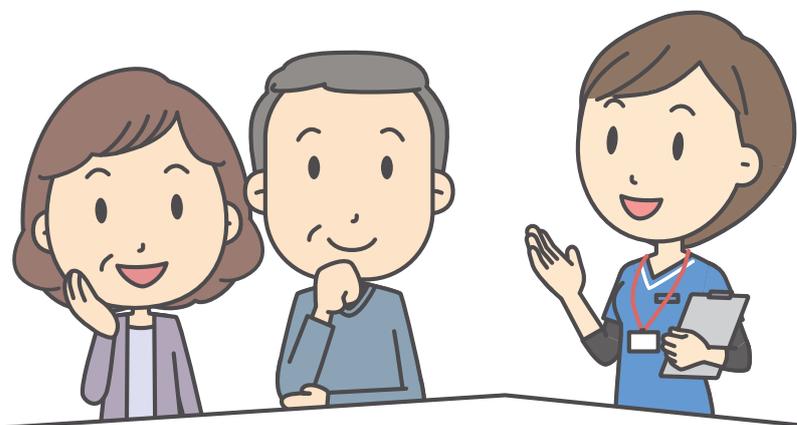
<盛り込む内容例>

- ・新型コロナウイルス感染症に対するステーションの方針について
- ・ご利用者、ご家族へのお願い事項について
- ・その他の情報について
(例) 電話受診の紹介、衛生材料の備蓄など

②訪問頻度・訪問時間・担当者が変更になる可能性について説明します。

③近隣のステーションへ訪問依頼する場合があることも説明しておきます。

④利用者に説明する時には、一方的に事業所の対応を押し付けるのではなく、利用者や家族の思いを聞き、双方が歩み寄れるように相談、話し合しましょう。



利用者・家族向け説明文書（例）

R 作成

新型コロナウイルス感染症への当事業所の対応について

訪問看護ステーション

管理者

日頃から、訪問看護ステーションありがとう・ケアプラン室ありがとうをご利用いただきありがとうございます。

当事業所の新型コロナウイルス感染症への対応についてお知らせいたします。

I. 訪問看護ステーション _____ での取り組み

1. 職員の健康管理

毎朝の健康チェックを行い、発熱等の状がある場合、出勤せず管理者に連絡し、休暇を取ることになっています。

2. 感染予防

①毎日、朝、昼2回以上、接触する機材、室内の清拭（電話、パソコンなどの備品も含め）をしています。業務中は、常時マスク着用しています。

②食事は換気の良い部屋で時差を作って摂るようにしています。食事時は、職員間の間隔をあけ、職員同士の会話は、マスクをつけた状態のとき以外はしないようにしています。

③密閉空間、密集場所、密接場面は避け、休日は不要な外出は控え、感染予防に努めています。

④マスク、手洗いの確実な実施、手指のアルコール消毒、必要時はエプロン、ゴム手袋など、感染を防ぐための方法を徹底しています。

3. 感染対策の教育指導の徹底

毎日、新たな情報を得ながら対策を検討し、スタッフ内で共有して対応しています。

II. 職員の家族に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が出た場合の対応

管理者に報告し、休暇を取るようになります。自宅待機中は、濃厚接触者となった家族との接触を避け感染予防に努めてもらいます。

★★ 感染拡大防止のためのお願い ★★

訪問看護ステーション _____ では、訪問を中止することは致しませんが、連携ステーションや居宅介護支援事業所に、お願いする場合があります。看護専門職として、感染防御の正しい知識をもって訪問を継続させていただきます。

利用者様、利用者のご家族様が感染者、濃厚接触者となった場合の対応

1. 速やかに、訪問看護ステーション、ケアマネジャーにお知らせください。
2. 状況により、訪問看護時間の変更をお願いすることがあります。
3. 対応するスタッフは、感染や濃厚接触となったご家庭以外の訪問はしないように配慮します。

以上、感染防止に努め業務にあたります。ご不安なことがある場合、いつでもご相談ください。

連絡先TEL： _____

参考資料.3

利用者・家族向け説明文書2（例）

職員各位

訪問看護ステーション

管理者

訪問看護業務の一時休止のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、月 日（ ）まで訪問看護・居宅介護支援事業の提供を休止とさせていただきます。

当事業所職員に新型コロナウイルスへの感染が確認されたため、行政機関および保健所と連携を図り対応を進めております。

感染拡大防止のため、安全が確認されるまでの間、訪問看護・居宅介護支援業務の提供を一時休止する事と致しました。安全が確認でき次第、訪問業務を再開する予定です。

休止の期間、連携体制をとっている訪問看護ステーションをご紹介致します。また、ご紹介した訪問看護ステーションには、訪問看護の継続にあたり必要な情報を提供致します。

訪問業務の再開につきましては、FAX等でご案内させていただきます。何卒ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

連絡先

訪問看護ステーション

TEL : _____ - _____

4 利用者や家族等に感染が疑われる 場合の対応

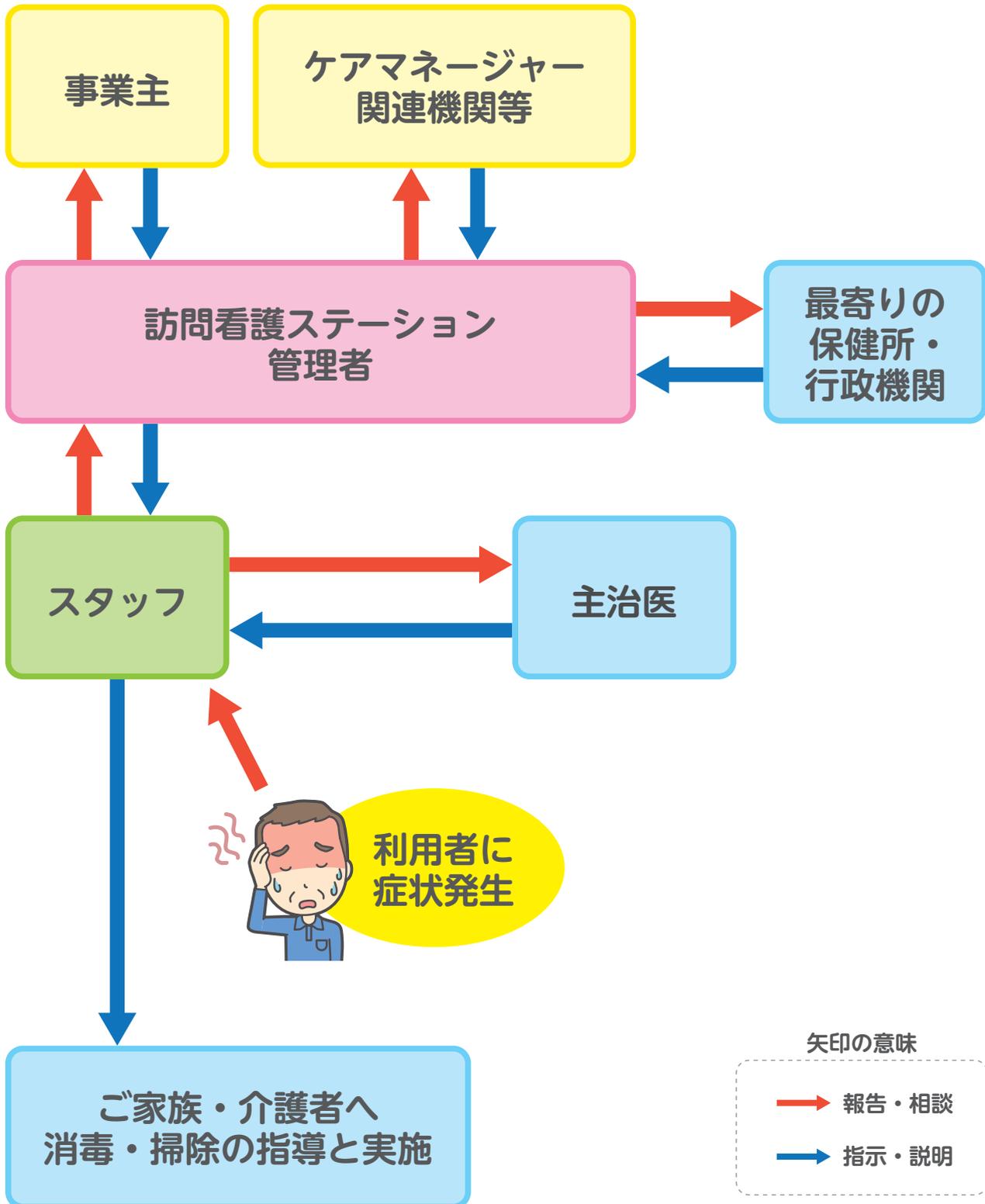
1 訪問までの対応

- ①主治医に相談します。
- ②家族や介護者へ消毒や清掃などについて指導を実施しましょう。
 - ※「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合—家庭内でご注意いただきたいこと8つのポイント」を使用しましょう。(厚生労働省令和2年3月1日版)
- ③ご家族等へ、感染がないかの継続的な確認連絡は誰が行うかを決め関係者間と連携し情報を共有します。
 - ※感染の疑いが高い場合は、最寄りの保健所へ連絡します。
 - ※感染確定時は、最寄りの保健所の指示に従います。
- ④血圧計、体温計等自宅にあればそれを使用します。なければ、利用者専用のものを準備します。(血圧計、体温計、聴診器、処置に必要な物品等)
訪問カバン、携帯などの端末も家の中に持ち込みません。

2 訪問時の対応

- ①訪問時の必要物品：初回訪問時に、利用者専用のバイタル測定用具やケアに必要な物品準備し居室にセットを持参します。(利用者、家族にその旨説明)
 - ・次の訪問時からは、ケアに必要な備品は何も持たず、使用するガウン、手袋、アイシールド、フットカバーを持参し訪問します。
- ②ゾーニング：玄関はイエローゾーン、それ以降は（上がり框から先は）レッドゾーンを目安としますが、各家庭の状況に合わせましょう。また、すべての訪問者で共有します。
- ③訪問時はイエローゾーンでスタンダード・プリコーションを実施（感染予防策）します。
 - ・ゴミ袋は単回廃棄できるようにビニール袋は口をあけた状態で準備します。
 - ・イエローゾーンにはゴミ袋と手指消毒用のアルコールを準備します。
- ④利用者に応じた必要な看護ケアを実施します。
- ⑤退室時の脱衣はイエローゾーンで行います。まず、手指消毒をしてから防護具を外します。
 - ・ゴミは準備したビニール袋等に入れ密閉し廃棄します。(ご家族に廃棄依頼)
 - ・ゴミを扱った後は必ずアルコール消毒を行い退出します。
 - ・利用者の玄関を出て、訪問の車に乗る前にも手指消毒をします。(出てくる時は身一つ)

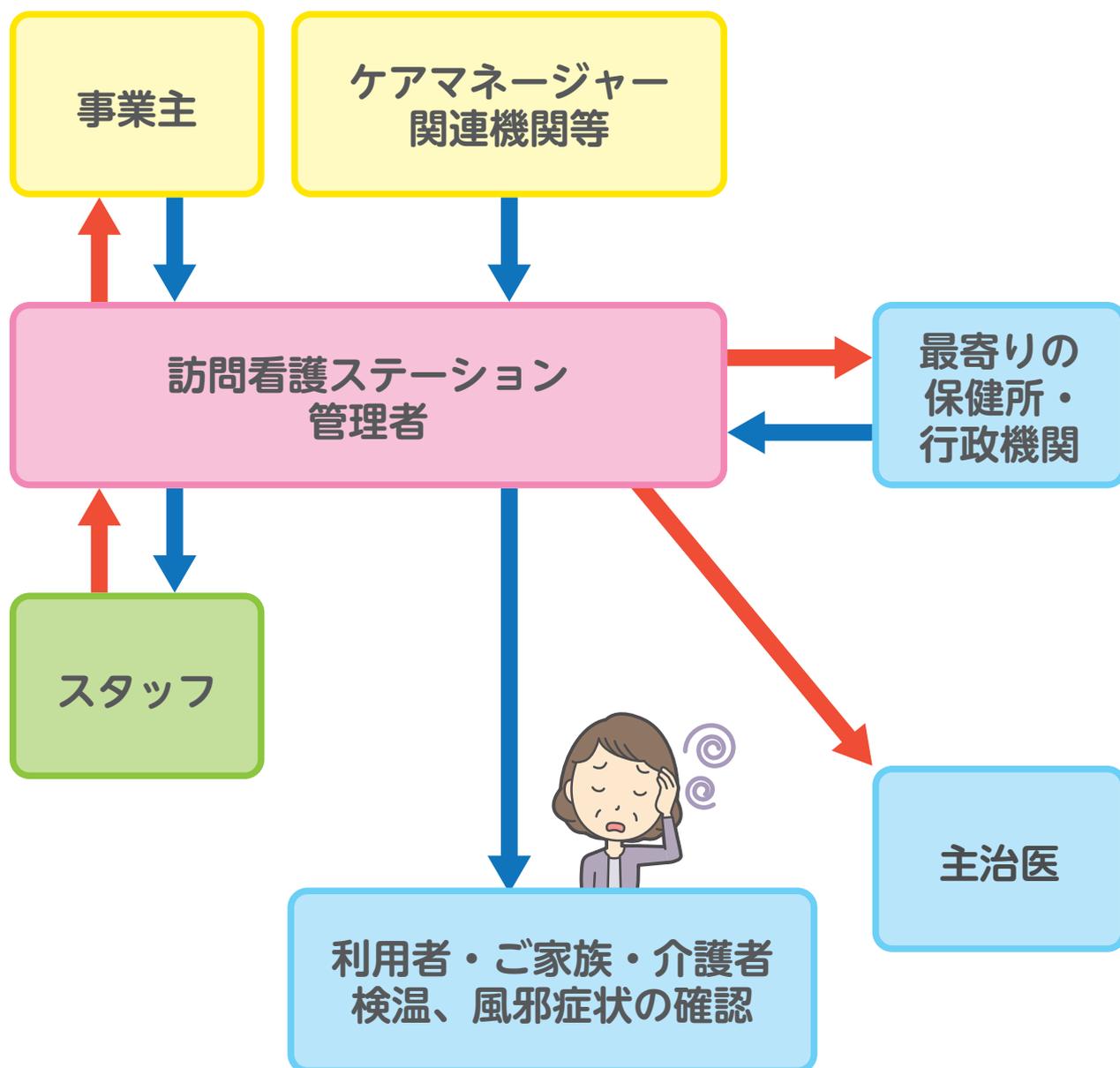
利用者に発生が疑われる場合



5 スタッフ及びその同居家族に感染が疑われる場合の対応

1. スタッフに発熱等の症状がみられる時は、管理者に報告の上、新型コロナウイルス感染症の診断がつかない場合も自宅待機とします。
2. スタッフに発熱があり「発熱スクリーニング」に基づき、新型コロナウイルス感染の可能性がある場合は、自宅待機とした上で、最寄りの保健所に連絡し受診・検査など指示に従います。
※感染が疑われるスタッフの体調については、メンタル面への配慮を行いながら症状経過を確認をします。
3. スタッフの同居者に発熱等の症状がみられる場合は、管理者に報告の上、対応を検討します。
※同居家族が患者と接触があっても感染が認められなかった場合は7日間の自宅待機で健康観察を行います。
※同居家族が濃厚接触者となった場合は、14日間の自宅待機の上、健康観察を行います。
4. 14日以内に当該スタッフが訪問していたご利用者については、利用者の感染症罹患を防ぐ観点から、濃厚接触者の可能性を想定し、その後14日間は毎日体温測定をすることや体調に変化がないか等利用者を確認をしましょう。また、なるべく外出を控えてもらう等、感染拡大の予防への協力を仰ぎます。
5. スタッフが新型コロナウイルスを発症した場合を想定して、事業の継続・休止・代行訪問等について検討します。
6. スタッフが発症した場合は、管理者は、最寄りの保健所の指示に従い、濃厚接触が疑われる利用者や家族への対応を行います。
7. 濃厚接触が疑われるスタッフへは、最寄りの保健所の指示のもと、自宅待機とし、検査・報告を含めた指示、健康観察、自宅での生活指導・メンタル面への配慮、今後の就業について説明対応します。
8. 感染が疑われる当該スタッフの体調について経過確認をします。
9. 自宅待機中の就業上の保証対応について検討しておきます。

職員に発生が疑われる場合



矢印の意味

→ 報告・相談

→ 指示・説明

7 発熱スクリーニング

訪問看護の提供に際し、新型コロナウイルスの感染を回避するためには、日頃より発熱スクリーニングを行うことが重要です。利用者の身体症状以外に、家族、面会者の状況も把握しましょう。

I. 症状

いつから

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 体温 | ℃ () |
| ② 咳 | あり ()・なし |
| ③ 呼吸苦 (息苦しさ) | あり ()・なし |
| ④ だるさ | あり ()・なし |
| ⑤ 味覚・嗅覚障害 | あり ()・なし |
| ⑥ 解熱剤使用の有無 | あり ()・なし |

II. 県央保健所・盛岡市保健所に相談 した ・ していない

*保健所の指示：()

III. 新型コロナウイルス検査・治療履歴

- ①検査 (鼻ぬぐい・唾液採取検査) を受けた あり・なし 検査実施日： 月 日
- ②治療 (入院)・隔離施設履歴 入院時期： 月 日～ 月 日 病院名： _____
入所時期： 月 日～ 月 日 病院名： _____

IV. 接触調査

- ① 2週間以内の海外 / 県外への渡航・滞在 あり (国、地域： _____)・なし
- ② 2週間以内の海外 / 県外への渡航・滞在歴がある人との濃厚接触 あり・なし
(誰がどこへ： _____)
- ③ コロナ陽性者またはPCR検査陰性者が身近にいる あり・なし
(誰が： _____) (いつ頃 _____)
- ④ クラスタ発生場所に関する施設への出入り あり・なし
(誰が： _____) (場所 _____) (いつ頃 _____)

参考：福井赤十字病院 「発熱スクリーニング表」

*濃厚接触とは

- 患者 (確定例) と同居あるいは車内、航空機内等の密閉空間での接触があった者
- 適切な感染防護なしに患者 (確定例) を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者 (確定例) の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離 (目安として2メートル) で必要な感染予防対策なしで、「患者 (確定例)」と接触があった者

参考資料.7

国や団体等から発信されている関連サイト

訪問看護ステーションで働く皆さんに必要なと思われる主なサイトを紹介します。
参考にしてください。

1. 厚生労働省『新型コロナウイルス感染症について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2. 厚生労働省『介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

3. 厚生労働省『国民の皆様へ関連情報（新型コロナウイルス感染症）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

4. 首相官邸『新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～』

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

5. 厚生労働省『家族に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合、家庭内で注意すべき8つのポイント』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

6. 内閣官房『新型コロナウイルス対策』

<https://corona.go.jp>

7. 一般社団法人日本環境感染症学会『新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について』

http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

8. 公益財団法人笹川保健財団『【コロナ対策】訪問看護ステーションが今できること』

<https://www.shf.or.jp/information/8026>

9. 一般社団法人日本産業カウンセラー協会

<https://www.counselor.or.jp/covid19/tabid/505/Default.aspx>

10. 厚生労働省・神戸大学『ゼロからはじめる人生会議「もしものとき」について話し合おう』

<https://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/>

11. 公益財団法人日本医師会『新型コロナウイルス感染症』

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

12. 公益財団法人日本看護協会『新型コロナウイルス感染症関連情報』

https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/

13. 一般社団法人全国訪問看護事業協会『新型コロナウイルス感染対策の特設ページ』

<https://www.zenhokan.or.jp/new/information/corona/>

14. 訪問看護に係る通知等は「お知らせ・最新情報」

<https://www.zenhokan.or.jp/new/>

15. 公益財団法人日本訪問看護財団『新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ』

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

※このガイドブック作成に当たっては、一般社団法人全国訪問看護事業協会のご了承をいただき「新型コロナウイルス感染症対策 訪問看護ステーションで取り組みをしよう (令和2年5月7日)」を基本資料としています。

